

# 宿泊施設の ホール等利活用促進事業

コロナの時代に即したホール等の利活用事業にかかる経費を補助します。



1施設あたり  
補助上限  
令和3年12月1日以降の取り組み

補助率  
10/10  
100万円

受付  
期間

令和4年 1月5日(水)～2月7日(月)

午後5時(必着)

※申請額が予算額に達し次第、申請の受付を終了しますので、お早めに申請ください。  
なお、受付終了については、本事業専用サイトでお知らせします。

## 補助対象事業(例)

感染対策を施した会場の  
披露を目的とした催事の開催

新型コロナワクチン接種者・陰性証明提示者への  
優待サービスを行う会食の受入

新型コロナウイルス対応ガイドラインの  
遵守を徹底した忘・新年会の企画

「黙食」を推進するための  
演奏家を招いたディナーショーの開催

会食参加者に感染症対策への  
協力を促すようなグッズの配布

※上記は事業例であり、補助要件に合致するその他の事業も申請が可能です。  
※補助対象の適否は、提出書類を審査し決定します。

申請先・問合せ先

宿泊施設のホール等利活用促進事業事務局

〒754-0002 山口県小郡下郷2278-5小郡第6ビル2F

TEL 083-974-4780 [ 9:30~17:30 (土日祝を除く) ]

E-mail y\_hall-katsuyo@bsec.jp

事業の詳細の確認、公募要領・申請書類のダウンロードは  
右記サイトからお願いします

<https://hall-katsuyo.ikouyo-yamaguchi.jp/>

※ 郵送または、電子メール添付にて送信の申請のみ受付。

(簡易書留等郵便物の追跡ができる方法を推奨します。  
電子メールでの申請は、送信後、事務局宛に電話連絡にて受信確認をお願いします。)



補助対象者

次に掲げる事項のいずれにも該当する者

- ①旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者
- ②原則として「やまぐち安心飲食店」の認証を取得している宿泊施設(申請中含む。)を経営する者

※飲食を伴わない事業で補助を受ける場合は、認証取得の必要はありません。  
 ※住宅宿泊業法(民泊新法)の提出のみの施設は対象外  
 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設は対象外

補助対象期間・補助金額

補助対象事業費: **上限100万円**

補助対象期間	補助上限額
令和3年12月1日から 令和4年2月28日まで	1施設あたり <b>100万円</b>

※補助対象期間に補助事業を実施する上で必要な11月24日以降に支出した経費は対象となる場合があります。

補助対象経費

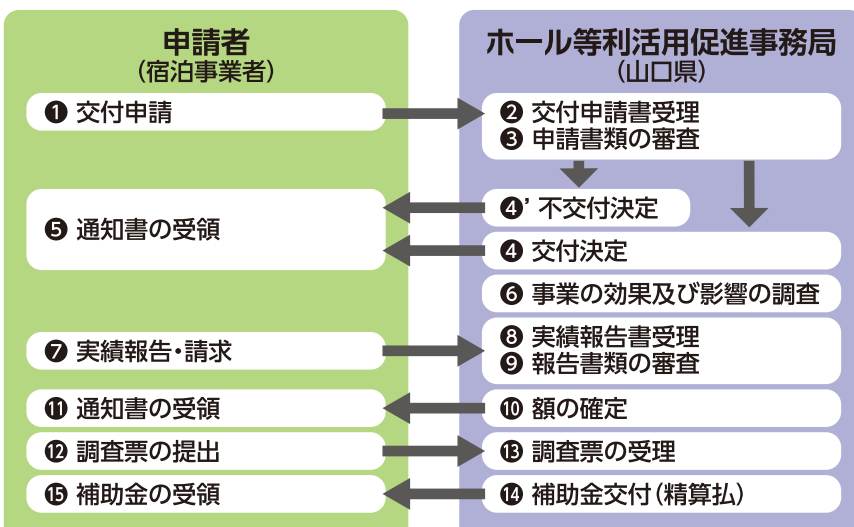
**広告宣伝費、社外人件費、仕入費、販売促進費 等**

ただし、以下の経費については対象外です。

補助対象とならない経費

- 消費税及び地方消費税
- 送料(代金に含まれ、かつ送料込でも通販の方が市販より安価であるものを除く)
- 間接経費(振込手数料、水道光熱費、収入印紙代等)
- 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受ける前に支出した経費
- 補助対象期間外に支出した経費(ただし、11月24日以降に着手したことがわかるものは対象となる場合がある。)
- 機器更新等に要した経費
- 施設または設備等の維持及び運用の経費
- 不動産購入に係る経費
- 事業で使用したことが一般的に確認できない経費
- 事業計画の目的に合致しないもの
- 保険料
- 交際費(飲食代・接待費等)
- 公租公課
- 申請する事業計画に対し、別途、国、県、市町等からの補助金、助成金、委託費等を受給したもの、又は受給予定がある場合の当該経費
- 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

申請の流れ



申請上の注意

- ①事業計画書の記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合は、審査対象外となる場合があります。また、受理日後の書類の差し替え、訂正等には応じられません。
- ②提出された申請書類等は、返却しません。必ずコピーを取り、保管してください。
- ③提出された申請書類などの内容に関して、事務局より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。その場合は、書面(様式任意)により、メール等にて速やかに回答してください。

新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、事業を中止する可能性があります。

申請先・問合せ先

宿泊施設のホール等利活用促進事業事務局

〒754-0002 山口県小郡下郷2278-5小郡第6ビル2F

TEL **083-974-4780** [ 9:30~17:30 (土日祝を除く) ] E-mail [y\\_hall-katsuyo@bsec.jp](mailto:y_hall-katsuyo@bsec.jp)

事業の詳細の確認、公募要領・申請書類のダウンロードは右記サイトからお願いします

<https://hall-katsuyo.ikouyo-yamaguchi.jp/>

※ 郵送または、電子メール添付にて送信の申請のみ受付。(簡易書留等郵便物の追跡ができる方法を推奨します。電子メールでの申請は、送信後、事務局宛に電話連絡にて受信確認をお願いします。)

